

# 保護者・地域住民が学校の教育計画に参画する

## —「チャレンジ21教育推進運動」始まる—

新潟県教育委員会は、99年度から5カ年計画で「チャレンジ21教育推進運動」を始めました。それは「各学校が、変化の激しい21世紀の社会を個性と創造性豊かにたくましく生きる児童、生徒に必要な資質、能力を育成するため、保護者や地域住民の参加をえて」この運動を「実施する」としています。

下線部は、まったく新しい施策で、86頁の「町小だより」に見るとおり、すでに動いています。これまでの「いきいきスクール・ステップアップ運動」とは違った局面が生まれています。

中央教育審議会答申（98年9月）は、地域住民の学校運営への参画をうたい、校長権限を前提に学校評議員の設置を求めています。その提起をうけて、この運動の対象校に置かれる「チャレンジ21推進委員会」（高校は教職員と保護者で構成）がどのような働きをするかが注目されます。各学校の生命ともいべき教育内容にかかわって、保護者・地域住民が参画するという画期的なことです。学校教育が市民との共同なしにはもはや立ち行かないという国民の要求を一部反映したものといえるでしょう。

今年度の対象校は、小学校252、中学校98、特殊教育学校9、公立高校32校で、約3分の1です。来年度は小学校195、中学校79、特殊教育学校4、公立高校21校が予定されています。なお特殊教育学校とは、盲学校、聾学校、養護学校をいいます。

この事業には県から補助金がでます。例えば10学級の学校は100万円ですが、義務制の学校は市町村が半分を負担します。自治体の議会でも重要な議事になると予想されます。

「町小だより」は、PTA会員に配布はもちろんですが、地域住民にも町内会の回覧板で周知を図りました。これも今まであまり無かったことです。NO. 278に載った論議の内容は、多くの示唆に富んでいます。

運動期間は3年です。ただし、2年次終了校と3年次継続校に分かれます。その決定は、2年迄の運動実績をみて、この学校の実践が指導的だと市町村教育委員会が推薦して、県教委が選考のうえ、決定します。2年次終了校は、3年目には3年次継続校の実践のすぐれた面を積極的に取り入れた運動をしなければなりません。

21世紀を視野に入れて中央教育審議会や経営者団体が、広汎で深刻な「教育改革」を提起しています。一方、30人以下学級の運動は、本県112市町村のうち102の議会が支持の意思を表明しています（7月1日現在）。草の根からの「教育改革」がいっそう問われています。その意味でこの資料を議会議員をはじめ地域住民の皆さんが、活かしていただけたらいいなと願っています。

次号はこの運動を特集する予定です。

（編集部）

# チャレンジ21教育推進運動の概要

## 1 趣 旨

いきいきスクール・プロジェクト及びいきいきスクール・ステップアップ運動の成果を踏まえ、各学校が、変化の激しい21世紀の社会を個性と創造性豊かにたくましく生きる児童生徒に必要な資質や能力を育成するため、保護者や地域住民の参加を得て、チャレンジ21教育推進運動を実施する。

## 2 事業対象校

いきいきスクール・ステップアップ運動を終了した公立小・中・特殊教育諸学校及び高等学校。

平成11年度スタート校数 小学校252校 中学校98校 特別支援校9校 高校32校

## 3 事業の内容

事業対象校においては、児童生徒の実態及び保護者や地域住民の意見を踏まえた上で、次に掲げる分野から一つの主要分野を選択し、必要に応じて他の分野の事業を組み合わせ、21世紀に必要な能力や資質を育成するための創意工夫した事業を実施する。

- (1) 社会の変化に対応した知識・技能の習得と問題解決能力の育成
- (2) 豊かな感性や正義感・倫理観・社会貢献の精神の育成
- (3) 健康や体力など、たくましく生きるための資質の育成
- (4) 自己の生き方や進路を主体的に創造する能力の育成

## 4 事業期間

- (1) 県全体の事業期間は、平成11年度から平成15年度までの5年間とする。
- (2) 各学校は2年間事業を実施し、3年目継続校については、その実績に基づき、リーディング的な事業に取り組んだ学校を、市町村教育委員会の推薦を受けて県教育委員会選考の上、決定する。
- (3) 各年度スタート校の運動期間は3年間とし、3年目継続校の取組の成果は各学校で有するものとする。

## 5 チャレンジ21推進委員会の設置

- (1) 義務教育諸学校は、教職員・保護者：地域住民から、高等学校は、教職員・保護者から構成されるチャレンジ21推進委員会を組織する。
- (2) 事業計画の策定及び各年度末の事業評価は、チャレンジ21推進委員会の意見を踏まえて行う。
- (3) 各学校は必要に応じて随時チャレンジ21推進委員会を開催し、意見を求めることとする。

## 6 事業への取組

- (1) 各学校は、保護者、地域への広報や地域の教育力の積極的活用などにより、より保護者、地域と連携して事業に取り組むものとする。
- (2) 各学校の事業評価については、数値的評価や第三者評価を積極的に取り入れて行うものとする。

## 7 いきいきスクール運動の評価

各学校では、6年間のいきいきスクール運動について、「いきいきスクール運動アクト」と「いきいきスクール報告書」をもとに、成果と課題について洗い出し、チャレンジ21教育推進運動のよりよい事業計画の立案のための資料とする。

## チャレンジ21教育推進運動の必要性

「いきいきスクール・ステップアップ運動推進事業に関するアンケート」の結果から

「いきいきスクール・ステップアップ運動」の評価、及び後事業の参考とするため、平成10年1月～2月に市町村教育委員会及び運動実施校に対してアンケートを実施し、その結果をまとめた。

ア 市町村教育委員会113機関（112市町村・組合立岩船中学校委員会）に対するアンケート結果

- 「この運動により、管内の学校がどう変容してきているか」について
    - ・「魅力と充実感あふれる学校づくりが推進されてきている」 95%
    - ・「学校が活性化してきている」 96%
    - ・「開かれた学校づくりが推進されてきている」 91%
    - ・「効果的な学校運営がなされている」 95%
    - ・「家庭・地域との連携が図られてきている」 90%
  - 「運動の推進にあたって、市町村教育委員会としてどのような取組を行っているか」について
    - ・「首長部局と事業推進にあたっての調整や協力依頼を行った」 40%
    - ・「地域住民への啓発を行った」 18%
  - 「事業費及び事業期間は適当か」について
    - ・「事業費について適当である」 94%
    - ・「事業期間について適当である」 79%
  - 「事業の継続を望むか」について
    - ・「継続する」、「県の補助金があれば継続する」 86%
- 上記結果から、ほとんどの教育委員会が運動の成果を評価し、補助事業の継続を望んでいる結果が出ている。今後は、地域への広がりや首長部局との連携を考えた事業展開を考えていく必要があるとしている。

イ 運動実施校（小学校253校 中学校100校 特殊教育諸学校 9校）に対するアンケート結果

- 児童生徒の様子について
  - ・「学校が活性化し、児童生徒が生き生きとしてきた」 97%
  - ・「学力の向上が見られた」 80%
  - ・「いじめ0スクールはいじめ発生防止に効果があった」(特報のみ) 80%
- 教職員の様子について
  - ・「自校の教育課題に対する共通理解が深まった」 96%
  - ・「学校運営についての参加意識が高まった」 83%
- 保護者や地域住民の様子について
  - ・「学校の教育方針や教育活動に対する理解が深まった」 89%
  - ・「保護者の学校行事への参加が多くなった」 74%
- 事業の継続や事業費について
  - ・「継続を望む」 94%
  - ・「事業費について適当である」 62%
- 事業内容について
  - ・「今までのものを継続する」 20%
  - ・「事業内容を精選あるいは焦点化する」 59%

上記結果から運動実施校においても、この運動の教育的な意義や成果を十分評価した上で、引き続き補助事業の継続を強く望んでいる。

事業の期間や経費については、いきいきスクール・ステップアップ運動に準ずるものの、内容については、今までの成果を土台にして、より精選した形で実施したいと考えている学校が多いことがわかる。

## いきいきスクール事業との相違点

いきいきスクール事業との相違点は、次の4点であり、運動推進の重要なポイントとなるものである。

	いきいきスクール・プロジェクト	いきいきスクール・ステップアップ	チャレンジ21教育推進運動
事業の目的	[学校の活性化]		[児童生徒に21世紀に必要なとされる資質や能力の育成]
事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊かな心とたくましさをはぐくむ教育の推進</li> <li>2 学力の向上を図り、個性を生かす教育の推進</li> <li>3 障害の程度に応じた教育の推進</li> <li>4 社会の進展に対応する教育の推進</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学ぶ力を育てる教育の推進</li> <li>2 豊かな心とたくましさをはぐくむ教育の推進</li> <li>3 社会の変化に対応した教育の推進</li> <li>4 障害の程度に応じた教育の推進</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会の変化に対応した知識・技能の習得と問題解決能力の育成</li> <li>2 豊かな感性や正義感・倫理観、社会貢献の精神の育成</li> <li>3 健康や体力などたくましく生きるための資質の育成</li> <li>4 自己の生き方や進路を主体的に創造する能力の育成</li> </ol>
運動期間及び期間内の運動の進め方	<p>3年間</p> <p>・その学校限りの取組</p>	<p>3年間</p> <p>・その学校限りの取組</p>	<p style="text-align: center;">3年間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校は2年間事業を実施する。</li> <li>・3年目継続校はリーディング的な事業に取り組んだ学校。</li> <li>・3年目継続校の取組の成果は各学校で共有する。</li> </ul>
事業経費	<p>県 1/2負担</p> <p>市町村 1/2負担</p>	<p>県 1/2負担</p> <p>市町村 1/2負担</p>	<p>県 1/2負担</p> <p>市町村 1/2負担</p>
推進体制	・校内のいきいきスクール・プロジェクト推進委員会など	・校内のいきいきスクール・ステップアップ運動推進委員会など	・教職員や保護者、地域住民からなる「チャレンジ21推進委員会」を組織する。
事業評価システム	・教師側からの主観的な評価		<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な到達目標を設定し、その達成度を数値的に評価する。</li> <li>○第三者による評価の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジ21推進委員会の活用</li> <li>・児童生徒や保護者等に対するアンケート</li> </ul> </li> </ul>

# チャレンジ21教育推進運動の流れ

○は各校 ◇は市町村教育委員会 ■は県教育委員会

	1年次	2年次	3年次
4月中旬 4月下旬	■事業説明会 ◎いきいきスクール事業の評価・第1号誌	◇関係書類を教育事務所(出張所)へ提出	◇関係書類を教育事務所へ <2年次終了校> ・第9号誌の10冊 <3年次継続校> ・第9号誌の1 ・第3号誌の10冊 他
5月	◎事業計画案の立案 ◎チャレンジ21推進委員会の組織と事業計画案の検討 ・第2号誌 ・第3号誌の1 ・「いきいきスクールノート」		<2年次終了校> <3年次継続校> ・3年次継続校の実践の優れた面を積極的に取り入れて以後の教育活動に生かす。
6月中旬 7/1以降	○検討結果を受けて、「事業計画書」をまとめ、市町村教育委員会へ提出 ・第2号誌 ・第3号誌の1 ・「学納等費請求書」 ◇市町村教委は教育事務所(出張所)へ提出		・自校実践から得られた成果を他校に提供する。
7月～	■県教育委員会で事業計画書を審査	◎中間報告書をまとめ、市町村教委へ提出 ・第9号誌の2	
8月 報	■交付決定通知		
9月～ 9月中旬	○事業の開始	◇市町村教委は推薦書を付け、教育事務所(出張所)へ提出 ・第9号誌の2、第10号誌	
2月中	◎情報交換会の開催  ○評価と次年度計画の見直し ◎チャレンジ21推進委員会初年度の評価と次年度の計画について検討  ○検討結果を受けて、評価と計画をまとめる。 ・第9号誌の1 ・第3号誌の1	■県教育委員会で選考  ■3年次継続校決定通知  ◎<2年次終了校> ・2年次の評価  ◎<3年次継続校> ・2年次の評価と3年次の計画	◎<3年次継続校> ・3年次の評価
3月中旬	○市町村教育委員会へ提出 ・第9号誌の1 ・第3号誌の1	○<2年次終了校> ・第9号誌の10冊 ○<3年次継続校> ・第9号誌の1 ・第3号誌の10冊	○◇<3年次継続校> ・第9号誌の10冊

## チャレンジ21教育推進運動補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1 知事は、いきいきスクール・プロジェクト推進事業及びいきいきスクール・ステップアップ運動推進事業（以下「いきいきスクール運動」という。）の成果を踏まえ、変化の激しい21世紀を個性と創造性豊かにたくましく生きる児童生徒に必要な資質や能力を育むため、市町村が行なうチャレンジ21教育推進運動（以下「チャレンジ21」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付基準)

第2 この補助金は、次の基準により交付するものとする。

(1) 補助対象事業は、次の要件を満たすものであること。

ア いきいきスクール運動の成果を踏まえ、各学校が、変化の激しい21世紀の社会を個性と創造性豊かにたくましく生きる児童生徒に必要な資質や能力を育むために、児童生徒及び教職員全員が参加して行くと認められる事業であること。

イ 教職員、保護者、地域住民（高等学校は教職員、保護者）から構成される「チャレンジ21推進委員会」を組織して、その意見を踏まえて事業の立案・評価が行われていると認められる事業であること。

(2) 補助事業の実施期間

各学校は、この事業を2年間継続して実施し、その実績を踏まえて知事が決定した学校については、さらに1年間継続して事業を実施すること。

(3) 補助金の算定方法

ア この補助金は、学校を単位として算定し、その執行に当たっては、学校間の経費流用を認めない。

イ 本校と分校又は全・定併置校は併せて一校として扱う。

ウ 補助対象費目は別表1のとおりとし、その各費目ごとの経費の合計額（以下「補助対象経費」という。）の上限額は別表2のとおりとする。ただし、別表2に掲げる金額には、この事業に要する職員旅費（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の規定により、県費負担とされている旅費をいい、千円未満を切り上げた額をいう。）を含むものとする。

エ 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。

### (交付の条件)

第3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

(1) 経費の配分の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

(2) 事業の内容の変更（第6に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (5) この補助金により取得した機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があった時は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合にお相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び機材等は、事業の完了後も善良なる者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用（営）を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了年度の翌年度から5年間保管しておかなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分しておかなければならないこと。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定による添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) いきいきスクール運動報告書 別記第2号様式
- (2) 事業実施計画書 別記第3号様式の1（第3年次継続校にあっては別記第3号様式の2）
- (3) 収支予算書 別記第4号様式の1（予算措置のない市町村にあっては別記第4号様式の2）

(変更の承認申請)

第5 第3の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記5号様式による事業計画変更承認申請書に、別記第3号様式の1又は別記3号様式の2による添付書類を添えて知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6 第3の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表1の補助対象費目ごとの経費の20%を超える変更で、かつ10万円を超える変更
- (2) 前号のほか、大幅な活動内容の変更のため、当初計画等の趣旨が損なわれると思われる変更

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第7 第3の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第6号様式による事業中(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の10日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8 第3の(4)の規定により、知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して14日を経過し、日とする。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第10 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定に係る年度の11月30日現在において別記第7号様式による状況報告書を作成し、1月10日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告書)

第11 規則第12条の規定による実績報告書及び添付書類は、別記第8号様式、第9号様式の1及び第11号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出の時期は、補助事業の完了の日から起算して、30日を経過した日又は補助金の交付のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

ただし、知事に特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(第3年次継続校の決定)

第12 この事業の2年目が終了し、さらに1年間継続して事業を実施する学校を推薦する場合には、全ての学校の別記第9号様式の2による第2年次中間報告書及び別記第10号様式による第3年次継続校推薦書を、別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、推薦書の提出があったときは、すみやかに継続して事業を実施する学校を決定し、市町村に通知するものとする。

(取得財産の処分の制限)

第13 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、一件の取得が20万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている期間とする。

(書類の経由)

第14 この要綱の規定により知事に提出する書類の提出部数は2部とし、所管の教育事務所又は教育事務所の出張所を経由して提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

別表1

事業対象費目	説 明
報 償 費	講演、講習会等の講師に対する謝礼金など
旅 費 (費用弁償のみ)	講師に対する実費弁償など(県費負担教職員の旅費で、県費負担とされている旅費を除く。)
需 用 費	消耗品費、印刷製本費、修繕料、食糧費など
役 務 費	郵便料、電話料、手数料など
委 託 料	電算入力業務委託、田、畑借上げの管理委託など
負 担 金	他校又は地方公共団体等との共催事業の実施に伴う支出
使用料及び賃借料	バス借上げの代価、会場借上げの代価など
原 材 料 費	物の生産及び製造、加工等に使用する原料又は材料等の代価
備 品 購 入 費	事業の執行のために使用する機械器具の購入の代価など

別表2 (1) 小・中学校

(単位：千円)

学級数	金 額						
1	510	11	1,050	21	1,420	31	1,640
2	570	12	1,090	22	1,450	32	1,650
3	630	13	1,130	23	1,480	33	1,660
4	690	14	1,170	24	1,510	34	1,670
5	750	15	1,210	25	1,530	35	1,680
6	800	16	1,250	26	1,550	36	1,690
7	850	17	1,290	27	1,570	37	1,700
8	900	18	1,330	28	1,590	38	1,710
9	950	19	1,360	29	1,610	39	1,720
10	1,000	20	1,390	30	1,630	40	1,730

(注) 本表は、学校ごとに適用する。学級数は、本校の学級数に分校の学級数を加算した数とする。  
(金額は単年度事業費)

なお、分校1校につき50千円を加算する。

## (2) 高等学校

(単位：千円)

学級数	金 額						
1	550	11	1,050	21	1,420	31	1,640
2	600	12	1,090	22	1,450	32	1,650
3	650	13	1,130	23	1,480	33	1,660
4	700	14	1,170	24	1,510	34	1,670
5	750	15	1,210	25	1,530	35	1,680
6	800	16	1,250	26	1,550	36	1,690
7	850	17	1,290	27	1,570	37	1,700
8	900	18	1,330	28	1,590	38	1,710
9	950	19	1,360	29	1,610	39	1,720
10	1,000	20	1,390	30	1,630	40	1,730

(注) 本表は、学校ごとに適用する。(金額は単年度事業費)

なお、分校及び全・定併置校においては、150千円を加算し、その学級数は本校・分校、全・定時制の学級数を合計したものとす。

## (3) 特殊教育諸学校

(単位：千円)

学 部 割			児 童 生 徒 数 割	単 年 度 事 業 費
小学部	中学部	高等部		
150	150	150	児童生徒一人当たり 5	左を合計した金額



学校名	所在地		TEL	
学級数	児童生徒数	※学年別の児童生徒数を記載する。		教職員数
現 状 と 課 題	児童生徒の現状と課題			
	① 児童取組にあつての現状と、今後はぐんぐんでいきたい児童生徒の資質や能力を記載する。 ・「いきいきスクール運動アンケート」や「いきいきスクール運動報告書」により、洗い出したいいきいきスクール運動5年間の成果と課題を踏まえ、児童生徒の現状について記載する。 ・今後はぐんぐんでいきたい児童生徒の資質や能力について記載する。			
課 題	チャレンジ2 1 推進委員会の意見・要望			
	② 推進委員会に出された保護者や地域住民からの意見や要望を記載する。 ・児童生徒の現状と課題や今後の具体的な取組系について、推進委員会でも出された意見や要望を記載する。			
事 業 実 施 計 画 図	第 1 年 次 第		第 2 年 次	
	① 各年次の事業の方向性と具体的な事業について記載する。 ・各年次の事業をどのように進めるか、方向性について記載する。 ・具体的な事業の内容について箇条書きする。			
地 域 連 携 ・ 広 報	④ 地域との連携や地域の教育力の活用方法について、具体的に記載する。 ・事業を実施する上で、どのような地域連携を目指すのか記載する。 ・保護者や地域住民の理解や協力を得るため、どのような広報活動を行うのか記載する。			
事 業 評 価	評 価 方 法		測 定 目 標	
	⑥ 主要な事業や教育活動全体について、児童生徒の学習を把握する方法 ・数値的な評価や第三者的な評価をどのように取り入れ、児童生徒の学習を把握するか、その方法について記載する。		⑥ ⑤による児童生徒の学習を示す数値や率について記載する。 ・評価方法に基づく到達目標を設定する。	

# 町小だより

平成11年6月21日

NO.277

御免町小学校

## 21世紀の社会をたくましく生きるために —チャレンジ21・学校の挑戦—

これまで6年間、新潟県は、学校が活性化し、子供たちが生き生きとした学校生活をおくることができるようにと「いきいきスクール運動」を推進してきました。

当校でも6年前に事業対象校の指定を受け、社会の変化に対応した教育の推進や豊かな心とたくましさをはぐくむ教育の推進を目指し、取り組んできました。

今年度、このいきいきスクール運動の成果と課題をもとに、新たに「チャレンジ21教育推進運動」の対象校として事業を計画推進していくことになりました。

以下、チャレンジ21教育推進運動の概要と学校の基本的な考えについて、Q&Aとして説明します。

### Q1 県の「チャレンジ21教育推進運動」というのはどんな運動ですか。

- 趣旨** いきいきスクール運動の成果を踏まえ、保護者や地域の方の参加を得て、各学校が変化の激しい21世紀の社会を個性と創造性豊かにたくましく生きる子供に必要な資質や能力を育成するための重点事業に取り組むものです。
- 対象校** いきいきスクール運動を終了した小・中・特殊教育諸学校及び高等学校  
11年度スタート校 小学校252校 中学校98校 特殊9校
- 事業内容** 子供の実態及び保護者や地域住民の意見を踏まえた上で、次に掲げる分野から一つの主要分野を選択し、必要に応じて他の分野の事業を組み合わせる事業を実施するものです。

- (1) 社会の変化に対応した知識・技能の習得と問題解決能力の育成
- (2) 豊かな感性や正義感・倫理観、社会貢献の精神の育成
- (3) 健康や体力など、たくましく生きるための資質の育成
- (4) 自己の生き方や進路を主体的に創造する能力の育成

事業期間

3年間（運動期間）

\*ただし、各学校は2年間事業を実施し、3年目については、その実績に基づき、リーディング的な事業に取り組んだ学校を市町村教育委員会の推薦を受けて県教育委員会が選考の上、決定します。

チャレンジ  
21推進委  
員会の設置

- 小学校は、教職員・保護者・地域の方から構成されるチャレンジ21推進委員会を組織します。
- 事業計画の説明や評価は、チャレンジ21推進委員会を開催し意見を求めます。
- 各学校は必要に応じて随時チャレンジ21推進委員会を開催し意見を求めます。
- 各学校は、保護者、地域への広報や地域の教育力の積極的活用などにより、より一層保護者、地域と連携して事業に取り組みます。
- 各学校の事業評価については、数値的評価や第三者評価を積極的に取り入れて行います。

事業への  
取り組み

Q2 チャレンジ21推進委員会を組織するとありますが、どんな方がメンバーですか。

教職員、保護者、地域の方それぞれ5名ずつ、計15名で組織します。  
第1回の委員会を18(金)に開催し、事業の説明を行いました。

\*敬称略

学校側委員

校長・教頭・教務・研究主任・前田

PTA委員

井上英雄（PTA会長）・斎藤孝正（PTA副会長）  
川鍋幸子（同）・谷川宗男（同）・渡辺裕介（同）

地域委員

横山弘司郎（地域老人クラブ）・飯沼和男（社教委員）・斎藤敏郎  
（少年団）・塩田仁（子供会）・杉崎美弥子（元PTA役員）

\*委員会での話し合いの内容は、No.278で紹介します。

Q3 チャレンジ21を受けて、学校では、どのような取り組みや活動を  
考えているのですか。

重点として  
取り組む分野

啓明単元

総合的な学習  
にむけての単  
元の開発

これまでの取り  
組み

町小では、これまでの取り組みを生かし、「社会に変化に対応し  
た知識・技能の習得と問題解決的能力」の育成に力を入れます。

<中心となる学習の場>

○啓明単元

各学年で取り上げた社会問題に取り組む中で、体験的  
な活動を行うとともに、自分の考えをはっきりとさせ  
て意見文等でわかりやすく表現していく学習

啓明単元で扱う社会問題

- 1年生 友達とのかかわり
- 2年生 高齢者とのかかわり
- 3年生 環境問題
- 4年生 障害を持つ人にかかわる問題
- 5年生 いじめ問題
- 6年生 国際化問題

○総合的な学習の時間をみこした新単元

子供自らが関心を持つことがらを課題として、体験活  
動や多様な表現活動に主体的に取り組む、よりよく問  
題を解決していく学習。

<その他活動や取り組み>

- 豊かな心での取り組み
  - ・あやめみどりの活動・フレンドリー活動
- 情報センターによる取り組み
  - ・情報収集や発信する活動
- コンピュータを活用した取り組み



この他に、チャレンジ21推進委員会でのご意見をもとに、各学年で  
具体的な計画を作成し、実施していきます。

\*具体的な計画については学年だより等で紹介する予定です。

\*

**Q 4** どのような方法で事業の様子を保護者や地域住民に知らせていくのですか。

<p><b>方法</b></p> <p>(各種たより)</p> <p>(特設)</p> <p>(活動ファイル)</p> <p>(授業参観)</p> <p>(校内研修)</p> <p>(学習参加)</p>	<p>○広報によるお知らせ</p> <p>【町小だより】 *Q&amp;A形式</p> <p>内容：チャレンジ21の概要・チャレンジ21推進委員会での話し合い内容・運動全体に関すること</p> <p>【学年だより】</p> <p>内容：学年の取り組みや活動と子供の様子学年の事業計画</p> <p>○特設コーナーの設置</p> <p>・各学年の活動の写真・各学年の活動ファイル</p> <p>○一人一人の活動や取り組みの様子を知らせるファイル</p> <p>・全体の取り組みや活動を紹介したプリント</p> <p>・個人の記録や感想を記録した作文やプリント</p> <p>・グループで収集した資料やまとめ</p> <p>*学期に一回程度持ち帰り、点検してもらう。</p> <p>○チャレンジ21に関係した活動や取り組みを授業で取り上げ実施公開したり、ご意見をいただいたりする。</p> <p>○各学年の取り組みや活動に協力をお願いして参加してもらう機会。*各学年の計画による。*各種ボランティア(自然教室・マキアツなど)</p>
---	--

**Q 5** チャレンジ21での取り組みや子供の成長をどう評価するのですか。

<p>評価の仕方や方法</p> <p>自己評価</p> <p>教師による評価</p> <p>保護者や地域に評価</p>	<p>&lt;目指す姿をどう評価するのか&gt;</p> <p>○子供自身の評価</p> <p>*自分は何ができるようになったのか。どんなことが成長したのかを自己評価できるようにすることで、自分のよさや自信を生んでいく。</p> <p>○教師の評価</p> <p>学校として、あるいは学年としての取り組みがどういった具体的な姿としてあらわれてきたのかを子供の実際から評価していく。</p> <p>○保護者や地域の評価</p> <p>学校での取り組みや活動を実際に見たり、聞いたる中で、感想をいただいたり、アンケートをとるなかで数値的な評価をする。</p>
---	---

# 町小だより

平成11年6月23日

NO.278

御免町小学校

## チャレンジ21推進委員会報告 一学校・保護者・地域との連携をめざして一

18日夜、学校委員、PTA委員、地域委員それぞれ5名ずつで編成された「チャレンジ21推進委員会」の初めての会議が開かれました。

会議では、委員の委嘱、メンバーの自己紹介後、

### ○委員長互選

チャレンジ21推進委員会委員長	井上PTA会長
同 副委員長	飯沼地域委員

### ○チャレンジ21運動説明

- ・学校教育課程における位置づけ (校長)
- ・チャレンジ21運動の内容について (坂井)
- ・チャレンジ21にかかわる委員会・広報・評価 (桐生)

運動について詳しい説明の後、この運動に対する意見や質問をいただきました。

Q6 チャレンジ21推進委員会で、どんな意見や質問があったのですか。

井上(委員長) 学校での取り組みの様子を地域や保護者に伝えていくのが、この点に関して、説明があったわけですが、もう少し具体的に教えてください。

桐生(学校) まず、この取り組みそのものを知らせていく方法として、学校だより(町小だより)の活用が、この委員会の目的であるチャレンジ21の運動の推進を目的として、具体的な取り組み等を「Q&A」の形式でお知らせしていきます。

配布する対象も保護者だけでなく、地域の回覧板を利用していきたいと考えています。実際に七区と大栄町5丁目には、職員紹介やいたずらのちらしを配布し回覧してもらっていますが、これだけで地域1200軒をカバーすることになります。

この他にも、そこ(Nº277 Q4.)に示しているように学年学級だよりを通して、学年での取り組みを随時紹介していきます。特設コーナーを設けて、活動のパネルや個人の活動アィ等を展示しますし、一人一人の取り組みや感想などは、活動ファイルをご覧いただくことになります。

また、学習そのものに保護者の方や地域の方から参加してもらいながら、取り組みや活動を理解してもらったり、子供たちの成長の様子をみていただきます。

塩田(地域)

1年間の行事予定を知らせてもらうとありがたい。特に、保護者の参加の行事だけでも早く知らせてほしい。子供会の行事とぶつかることもある。

校長(学校)

要覧や年間行事予定をもう少し詳しくすることでどうだろう。

桐生(学校)

学校の主な年間行事については、お知らせしているが、学年やPTA等については、(町小だより)毎月の予定を付け加えることはできるが、学年から詳しい予定や参加等の要請について早めに出すようにしたいと思う。

斎藤(地域)

年度初めに学校の計画をもらうので、少年団の活動とぶつかることはないが、子供は両方でるので忙しいようだ。

横山(地域)

このような取り組み自体は、昭和24年頃にやっていたことと似ているが、時間数が全く違う。取り組みの記述で疑問に思っているのは、数値的評価というのはどういうものかよくわからない。例えば、保護者にアンケートをとってよくできなくてできなかったというのが、数値的な評価ではないと思う。

運動会で一生懸命にやっている子供の姿を見て感動することは数値的な評価ではなく、よくがんばったと感じるものだと思います。

学校側が綿密に計画していることに対して、立派にやり遂げられるよう支援していきたい。

校長(学校)

数値的評価は、テスト的なものを意味しているわけではない。

実際に年度当初アンケートを取ってみた。その結果をPTA懇話会でも話題にしたことがあったが、学校側としては、どれが適切な指標なのか、提案をもっている人がどれくらいいるのかななどを判断するための材料としたい。ただ、意見をお聞きする際に、保護者の一部の強い意見にふりまわされることがないようにしたいし、人気とりにならないように配慮していきたい。また、学力の国語・算数の基礎基本学力を保障して~~ま~~、なおかつ、新しい時代に生き抜いていく力を育てていく覚悟である。

横山(地域)

一人二人の強烈な意見に学校側振り回されないように。学校側がやっていることに自信をもって取り組んでいくこと。学校としての主体性を持っていくことが大切であろう。

杉崎(地域)

私もこの評価ということが気になった。果たして適正な評価わたしたちができるかどうか不安でもある。

横山(地域)

わたしたちができることがあれば、すすんで協力していきたい。までも学校が主体ということが前提であり、一人で自分ができることはなにかということも考えを参加してほしい。

斎藤(PTA)

評価の視点(指標)があると、評価しやすい。それがいい評価(活動や取り組み)が子どもに何をやってもらおうかと考えてくれるようになる。

校長(学校)

もう少し詳しく説明したい。アンケートの結果も参考にしたい。

井上(委員)

他に確認

斎藤

基本的な時間のなかでやってい

校長

ある。それを無視した過大な

要求には応えることは難しいし、学校の基本的な時間のなかで実施していく。体を実際に使ったり、体験したり、あるいは、人間関係を大切にすることなどに力を入れていきたいという願いを持っている。

また、どんな取り組みで、子供実際にどんなことができるようになったかなども知らせていきたい。

斎藤（地域）

親の考えなどは多様になってきているように思う。子供自身はあまりかわらないと思うが。

ただ、子供たちと市内のウォークラリーなどをすると、新栄田の子なのに、初めて歩いた所や初めて見たことなどがでることがある。子供たち自身地域のよさにあまり気づいていないのではないか。もっと地域のことを学習のなかで取り上げていく必要もある。

斎藤孝（PTA）

子供たちの行動範囲は狭くなっているように感じている。学習に取り上げることは、子供たちの行動範囲を広げるためにも大切なことだ。

井上（委員長）

大変貴重なご意見ありがとうございました。

第1回チャレンジ21推進委員会参加者（5月14日（水）9時～11時50分）MR室

委員長	井上 英子
地域委員	横山弘言（地域老人クラブ） 斎藤 敏郎（少年団） 塩田 仁（子供会） 杉崎美弥子（元PTA役員）
PTA委員	斎藤 孝正（PTA副会長） 川鍋 幸子（同） 渡辺 裕介（同）
学校委員	川島 和弘（校長） 寺尾 雅文（教頭） 桐生 照久（教務） 坂井 智（研究主任） 前田美美子（1年学年主任）
ワーカー	神田美智江（PTA担当） 小坂井 博（総合的な学習担当）